

特許庁の情報システムの概要

2017年10月
特許庁

1. 特許庁の業務について

- 特許庁は、発明、考案、デザイン、ブランドなどの知的財産の保護・活用を図り、産業の発達に寄与するため、**産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）制度**を運営。
- 発明、考案、デザイン、ブランドについて、それぞれ特許法、実用新案法、意匠法、商標法（産業財産権四法）に基づき、審査や権利の付与を実施し、保護を行う。
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権は、それぞれ保護対象や権利期間に違いがあるため権利取得のための手続きが異なるが、特許庁ではそれぞれに対応した業務を実施。

特許権（発明）

年間出願件数：32万件

- 高度な技術的創作であって、産業上有用な物や方法等
- 権利期間：出願から20年

実用新案権（考案）

年間出願件数：6.5千件

- 技術的創作のうち、物品の形、構造等
- 権利期間：出願から10年

産業財産権

意匠権（デザイン）

年間出願件数：3万件

- 新規性と創作性が有り美感を起こさせる物品の形状等
- 権利期間：出願から20年

商標権（ブランド、マーク）

年間出願件数：16万件

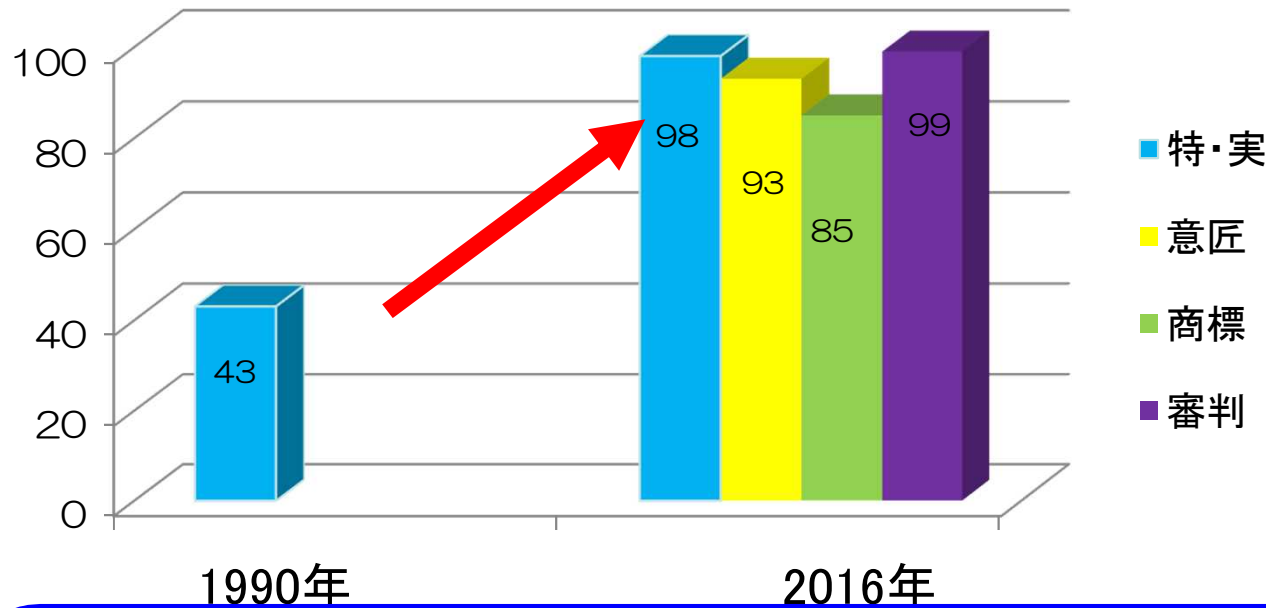
- 商品やサービスの名称
- 権利期間：登録から10年。更新あり

- 世界の中でも**極めて多い**特許や商標等の**出願件数**に加え、**技術内容の高度化・複雑化、審査資料の増加**、及び**人員確保の制約**の中で、審査・事務処理負担の増加に対し、**審査処理の質を一層向上しつつ業務の効率化を目指すための対処**が常に求められている。
- 紙の出願原簿を管理する事務処理システム（1961年）、登録原簿の電子化（1978年）等のシステム化を順次実現してきたが、**「紙」が出願書類や特許文献の原本となっていることに変わりはなく、出願包袋※を業務を実施する部署に移動させることで方式審査、実体審査、公報発行等の業務を行っていた。**
- この後、「ペーパーレス計画」（1984年）では、**「紙」による物流を廃止し、特許情報をデジタル化して還流させることにより、①審査処理の効率化、②事務処理の効率化、③特許情報提供サービスの充実、④当該計画に基づき構築されるデータベースの交換等による国際協力の積極的推進**、を実現することを目指し、特許出願及び特許情報をデータベース化し、出願から審査・審判・登録に至るまでの特許事務処理及び民間への情報提供をコンピュータを利用して効率的に処理するシステムの構築を行った。また、同計画策定に合わせ、電子計算機業務課（現・情報技術統括室の前身）の設置を行い、特許庁におけるIT化へ向けた体制を整備した。

※ 特許の申請や審査において、出願一件ごとに関係する書類をまとめたもの。

3. 情報システムの開発の歴史とオンライン出願率

オンライン出願率(%)



世界の知財庁で電子出願システムの導入は日本国特許庁が最初

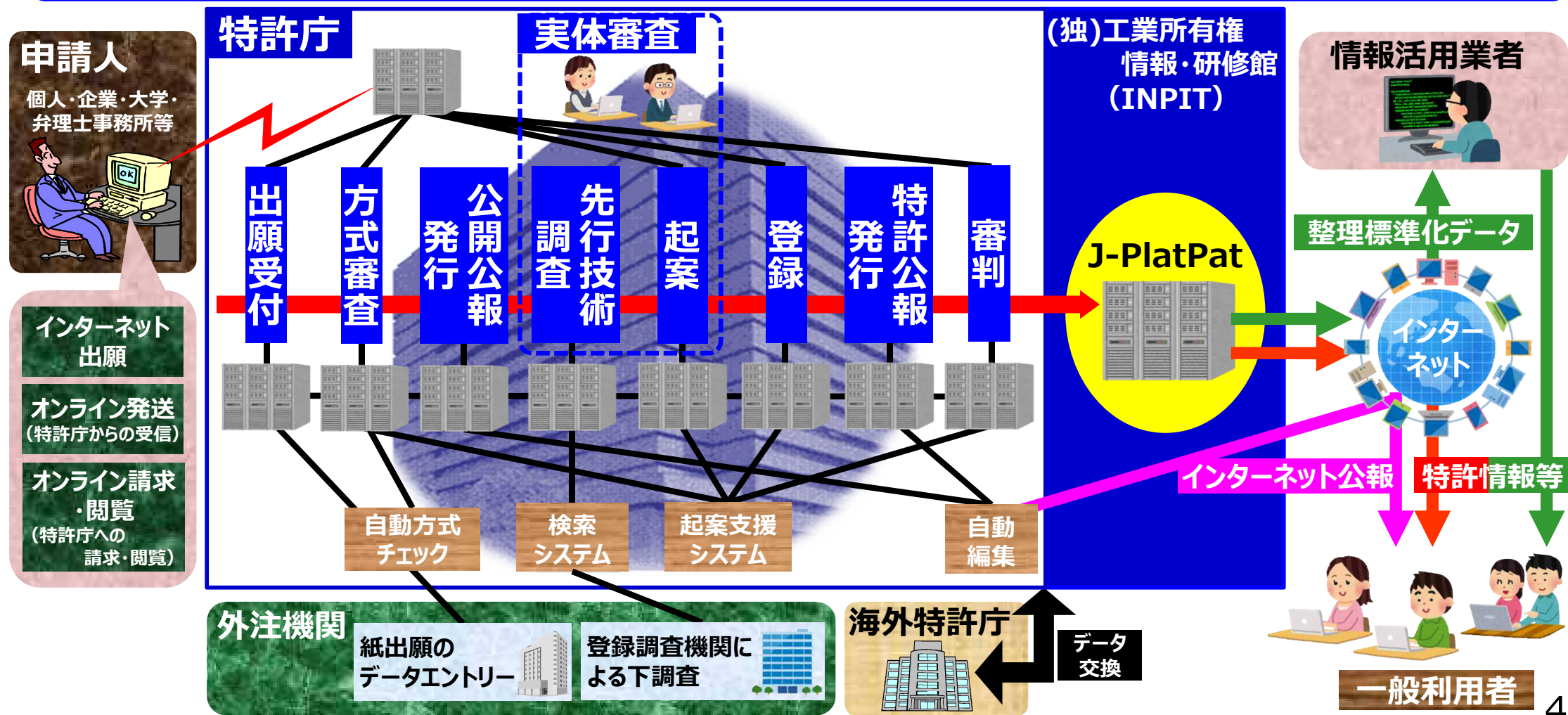
他国では・・・

- 欧州 : 2000年
- 米国 : 2000年
- 韓国 : 1999年

1984年 (昭和59年)	7月	ペーパーレス計画を策定
1985年 (昭和60年)	1月	特許文献検索システムの運用開始
1990年 (平成2年)	12月	特許・実用新案の電子出願受付開始
1993年 (平成5年)	1月	CD-ROM公報発行開始
1998年 (平成10年)	4月	パソコンでの電子出願受付開始
1999年 (平成11年)	3月	特許電子図書館 (IPDL) の開設
2000年 (平成12年)	1月	意匠・商標・国際特許出願・審判の電子出願受付開始
2001年 (平成13年)	1月	出願端末をパソコンへ一本化
2004年 (平成16年)	1月	DVD-ROM公報発行開始 (XML) 国際特許出願 (RO) の電子出願受付開始
2005年 (平成17年)	10月	インターネット出願・電子納付開始
2007年 (平成19年)	1月	インターネット公報 (意匠) 発行開始
2009年 (平成21年)	1月	手数料の口座振替による納付開始
2010年 (平成22年)	1月	インターネット公報 (商標) 発行開始
2010年 (平成22年)	4月	電子出願をインターネット出願に一本化

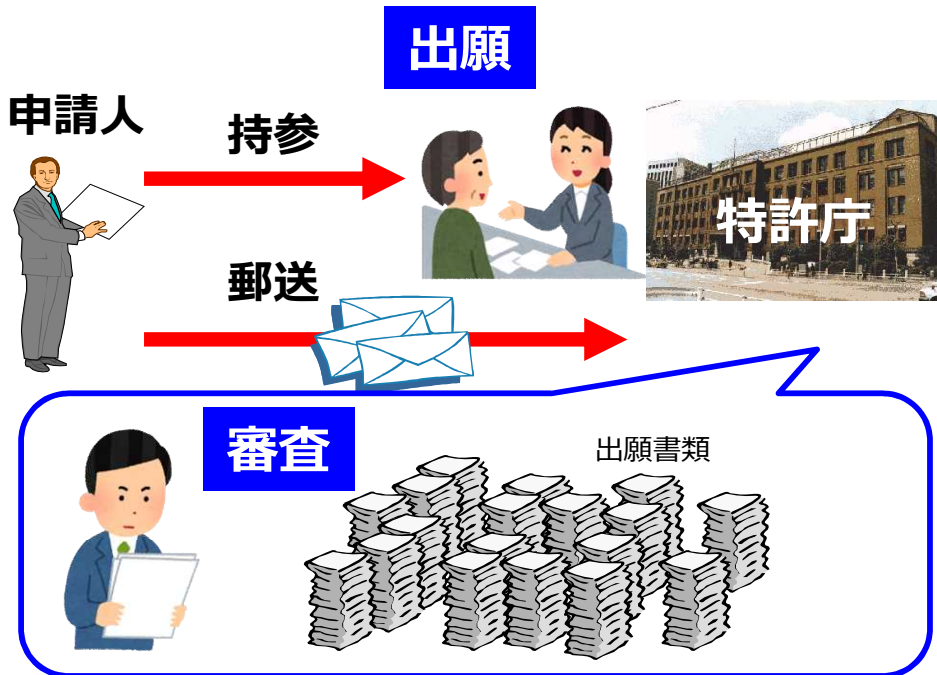
4. 特許庁の情報システムの概要

- ▶ 特許庁は1990年（平成2年）に**世界初の電子出願システム（ペーパーレスシステム）**を実現。
- ▶ **産業財産権四法**に基づき、大量の出願（年間約50万件（特許・実用新案・意匠・商標））の受付から、審査、登録、審判等に至るまでの**多岐に渡る業務**（電子手続きのみならず、庁内業務や発送）を処理する**複雑・大規模な情報システム**が稼動中。
- ▶ 紙出願の書類も受付後に電子化することで、**出願書類のほぼ全てを電子的に処理**。



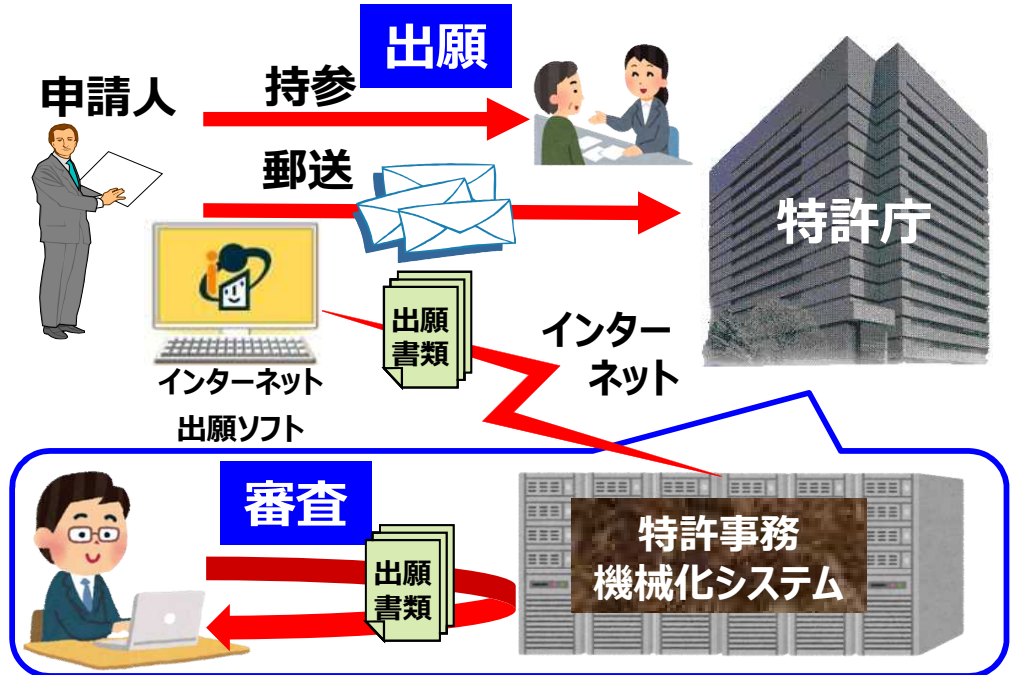
5. 電子手続の導入と業務の効率化

① 1990年12月以前（電子手続導入前）



- 出願から登録まで出願書類を紙のまま処理するため、**庁内で大量の物流が発生。**
- 出願書類は紙であるため、**形式的な軽不備であっても方式審査を行う職員の目視確認でしか発見できない。**

② 現在

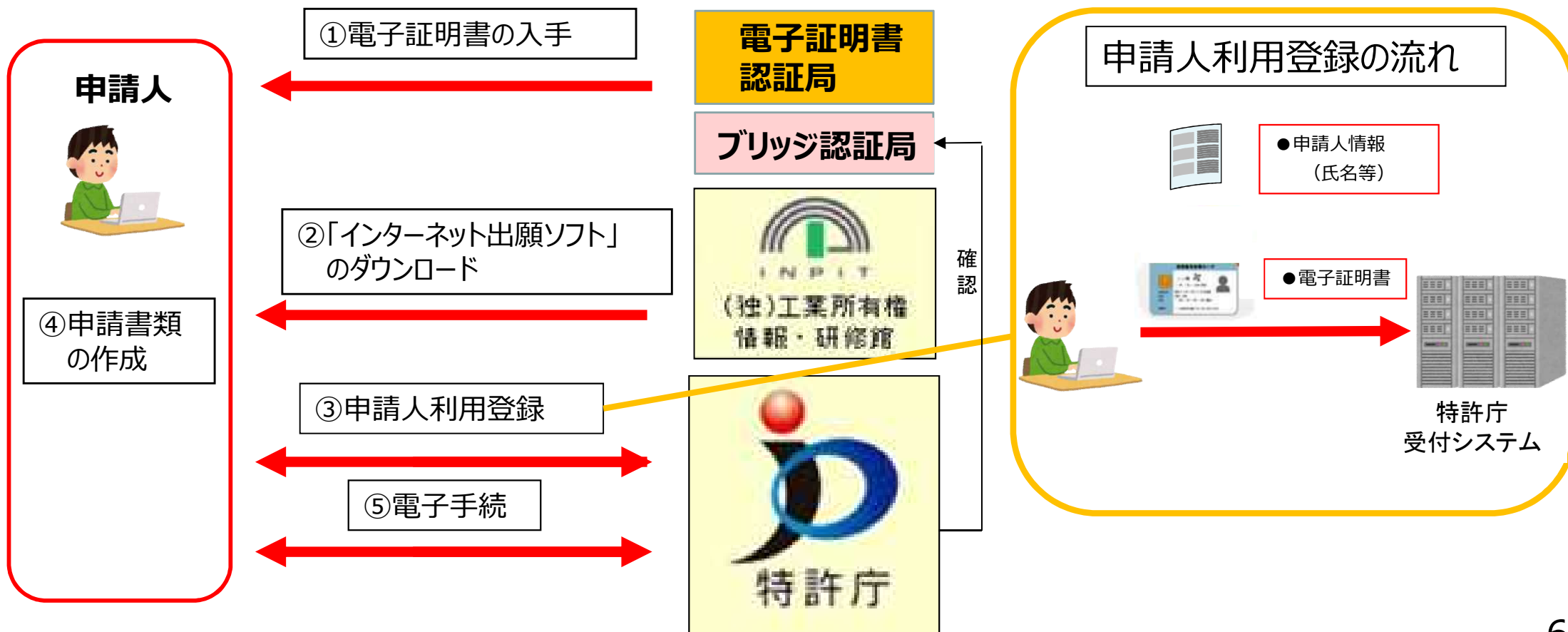


- 出願書類のほとんどが電子書類であるから、**庁内の物流が大幅減。**
- 「インターネット出願ソフト」の**書式チェック機能等**によって、**申請書類の形式的な不備を少なくし**、申請人において形式的な不備による特許庁からの手戻りを削減することで、**権利化までの時間を短縮。**
- **自動方式審査の導入により**、方式審査業務をシステムが支援する環境整備を行い、**方式審査を行う職員の目視確認件数を大幅削減。**

6. 電子手続の概要 (1)

- 特許庁への電子手続は、「インターネット出願ソフト」※を利用。
- 電子手続を行う際には、不正な手続を防止するため電子証明書を使って本人確認。
- 電子手続を行うには、事前の申請人利用登録が必要。
- 申請人利用登録では、「インターネット出願ソフト」の「申請人情報・証明書管理ツール」を用いて、氏名等の申請人情報、電子証明書を特許庁に届出

※ 電子出願ソフトサポートサイト (<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html>) からダウンロード可能



6. 電子手続の概要（2）

- ▶「インターネット出願ソフト」は、申請書類の送信、書類の閲覧請求、発送書類の受信など様々な機能を有する。
- ▶申請人から送信される電子証明書等の情報と、特許庁に届出がされた申請人に関する情報とを用いて認証を行った上で電子手続を可能とすることにより、強固なセキュリティを確保。
- ▶「インターネット出願ソフト」は、書式チェック機能を有しており、後続の形式的な不備のチェック負担を軽減。
- ▶出願関連書類の作成支援として、電子出願サポートサイトの設置、出願関連書類作成支援ソフト「かんたん願書作成」※の提供、を実施。

※ 電子出願ソフトサポートサイト（<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html>）からダウンロード可能

出願関連書類作成支援として
①電子出願ソフトサポートサイト設置
（各種マニュアルや申請書類の
ひな形を提供）

②「かんたん願書作成」の提供




申請人



出願関連書類作成

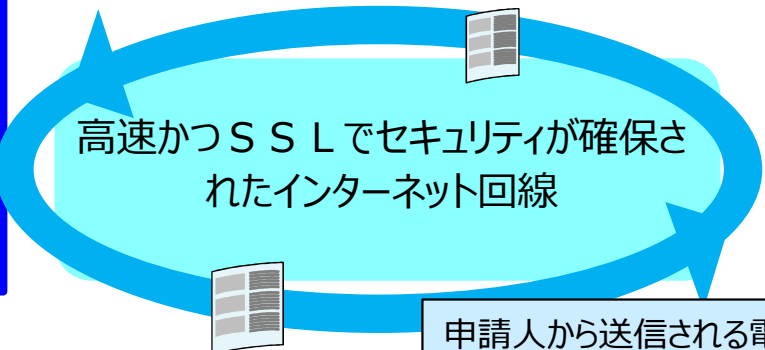
電子証明書

インターネット出願ソフト



電子手続

作成した申請書類を
「インターネット出願ソフト」
を利用して特許庁に提出



申請書類の送信

特許庁からの
発送書類の受信

特許庁
受付システム

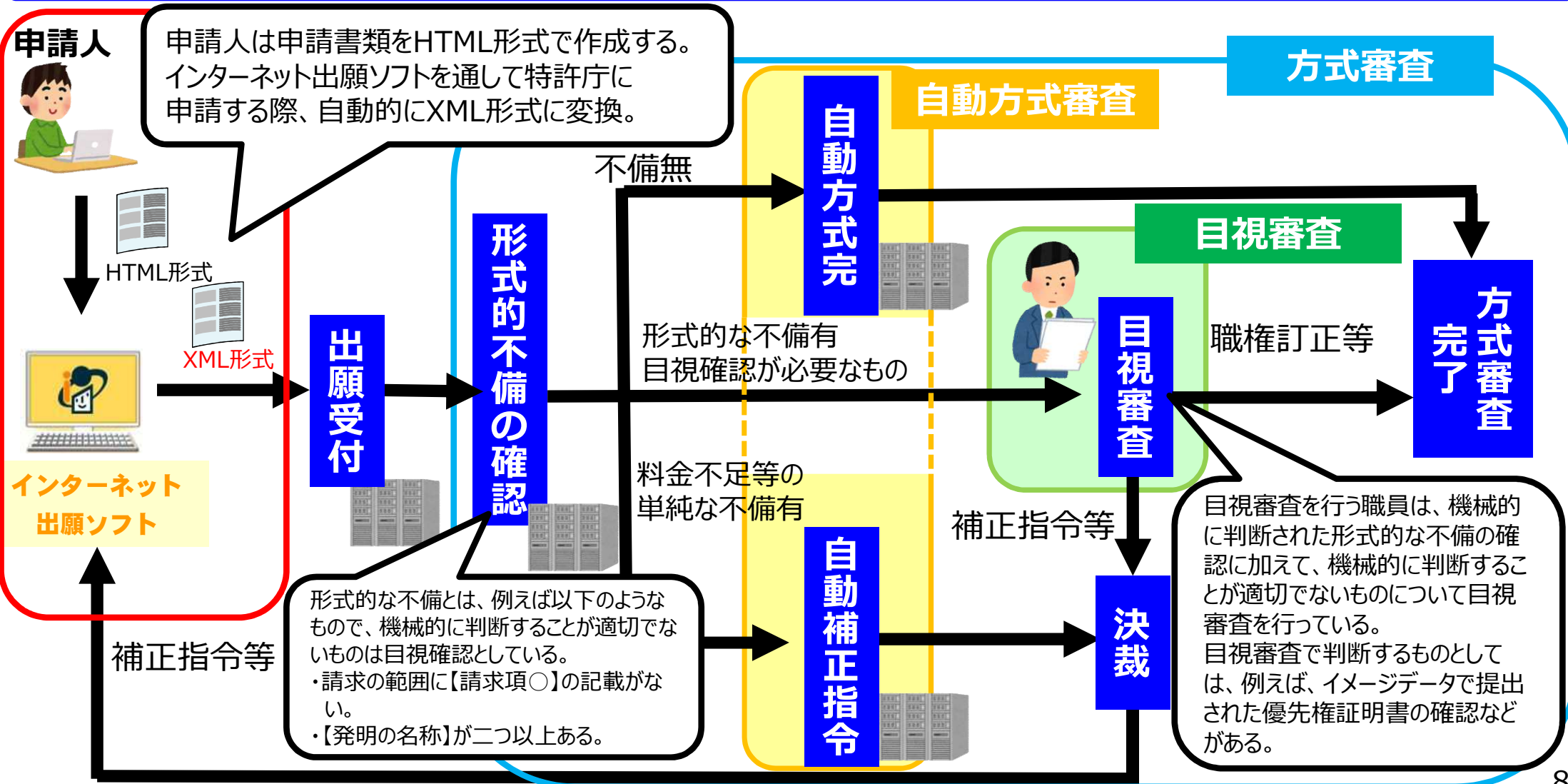


受付

申請人から送信される電子証明書等の情報と、特許庁に届出がされた申請人に関する情報とを用いて認証を行った上で電子手続を可能とすることにより、強固なセキュリティを確保。

7. 電子手続から方式審査までの流れ

- 申請人がHTML形式で作成した申請書類は、インターネット出願ソフトで自動的にXML形式（特許の場合）に変換されて、特許庁に送信される。
- 提出された申請書類に形式的な不備があるか確認した後、不備の有無や内容に応じて申請書類は振り分けられ、自動方式審査または目視審査が行われる。



8. かんたん願書作成の概要（1）

- ①スタート画面で作成したい書類の四法区分（特許、実用新案、意匠、商標）を選択。
- ②作成が必要な書類の種類を選択。



- ①スタート画面で作成したい書類の四法区分を選択。
(以降は特許を選択した場合)

- ②手順に応じて作成が必要な書類の種類を選択。



新規作成

特許とは？

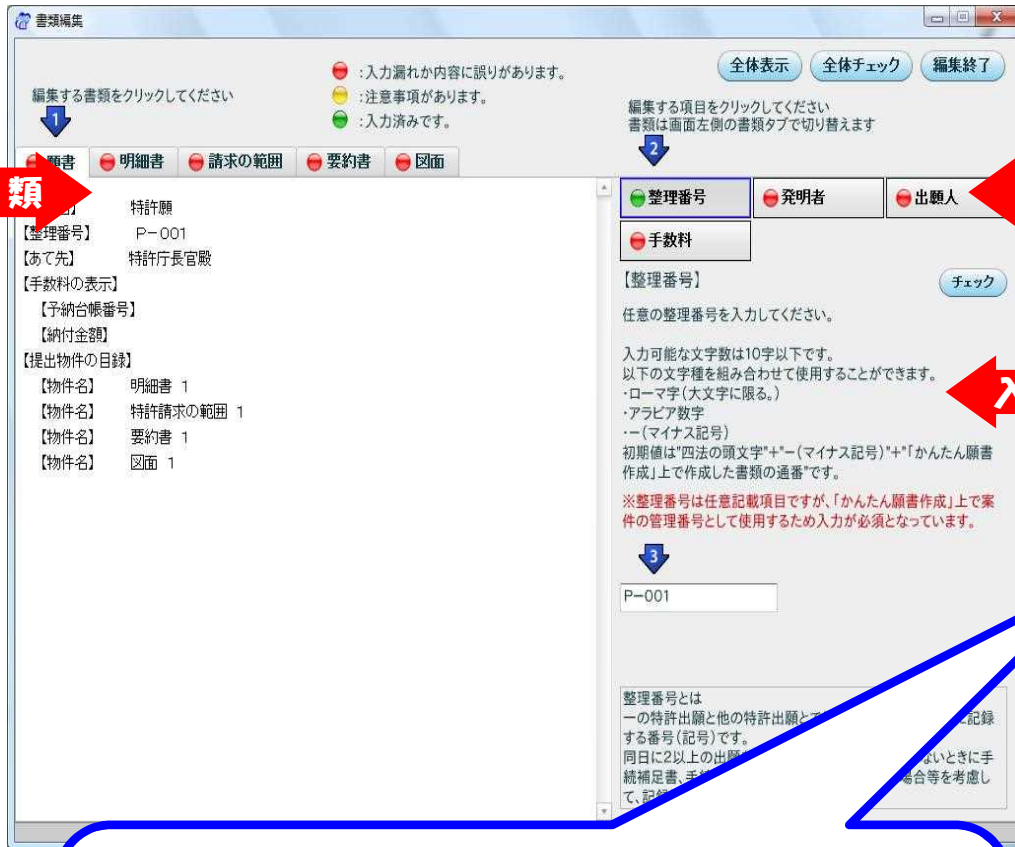
何の書類を作成したいですか？

- 特許願を作成したい
特許になるには、「出願審査請求書」を提出し、審査官による審査を受けなければなりません。
- 出願審査請求書を作成したい
出願日から3年以内に「出願審査請求書」を提出しないと、その出願は取下げたとみなされます。
- 早期審査に関する事情説明書を作成したい
一定の条件を満たす場合、「早期審査に関する事情説明書」を提出し、早期に審査を受けることができます。
条件や制度の詳細は [特許庁ホームページ](#) をご覧ください。
- 審査請求料減免(軽減)申請書を作成したい
特定の条件を満たす場合に限り、審査請求手数料が免除あるいは軽減される措置があります。
条件や制度の詳細は [特許庁ホームページ](#) をご覧ください。

前へ 次へ

8. かんたん願書作成の概要（2）

- ③作成が必要な書類について、説明を参考にしつつ必要事項を記入。
- ④すべての項目を入力すると書類名タブにある○印が緑色になり、申請書類が完成。完成した申請書類はインターネット出願ソフトに取り込み可能となるHTML形式でファイル出力が可能。



書類編集

編集する書類をクリックしてください

編集する項目をクリックしてください
書類は画面左側の書類タブで切り替えます

●:入力漏れか内容に誤りがあります。
●:注意事項があります。
●:入力済みです。

全体表示 全体チェック 編集終了

書類

特許願
【整理番号】 P-001
【あて先】 特許庁長官殿
【手数料の表示】
【予納台帳番号】
【納付金額】
【提出物件の目録】
【物件名】 明細書 1
【物件名】 特許請求の範囲 1
【物件名】 要約書 1
【物件名】 図面 1

整理番号

任意の整理番号を入力してください。

入力可能な文字数は10文字以下です。
以下の文字種を組み合わせて使用することができます。
・ローマ字(大文字に限る)
・アラビア数字
・-(マイナス記号)
初期値は"四法の頭文字"+-(マイナス記号)+"かんたん願書作成"上で作成した書類の通番です。

※整理番号は任意記載項目ですが、「かんたん願書作成」上で案件の管理番号として使用するため入力が必要となっています。

チェック

P-001

③説明を参考にしつつ書類に必要事項を記入。

④すべての項目を入力すると書類名タブにある○印が緑色になり、申請書類が完成。完成した書類はインターネット出願ソフトに取り込み可能となるHTML形式でファイル出力が可能。



書類編集

編集する書類をクリックしてください

編集する項目をクリックしてください
書類は画面左側の書類タブで切り替えます

●:入力漏れか内容に誤りがあります。
●:注意事項があります。
●:入力済みです。

全体表示 全体チェック 編集終了

書類

特許願
【整理番号】 P-001
【あて先】 特許庁長官殿
【発明者】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
【氏名】 発明 一郎
【特許出願人】
【識別番号】 305001733
【氏名又は名称】 特許株式会社
【代表者】 発明 二郎
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 888888
【納付金額】 15000
【提出物件の目録】
【物件名】 明細書 1
【物件名】 特許請求の範囲 1
【物件名】 要約書 1
【物件名】 図面 1

整理番号

任意の整理番号を入力してください。

入力可能な文字数は10文字以下です。
以下の文字種を組み合わせて使用することができます。
・ローマ字(大文字に限る)
・アラビア数字
・-(マイナス記号)
初期値は"四法の頭文字"+-(マイナス記号)+"かんたん願書作成"上で作成した書類の通番です。

※整理番号は任意記載項目ですが、「かんたん願書作成」上で案件の管理番号として使用するため入力が必要となっています。

手数料

手数料の納付方法を選択し、必要な項目を入力してください。

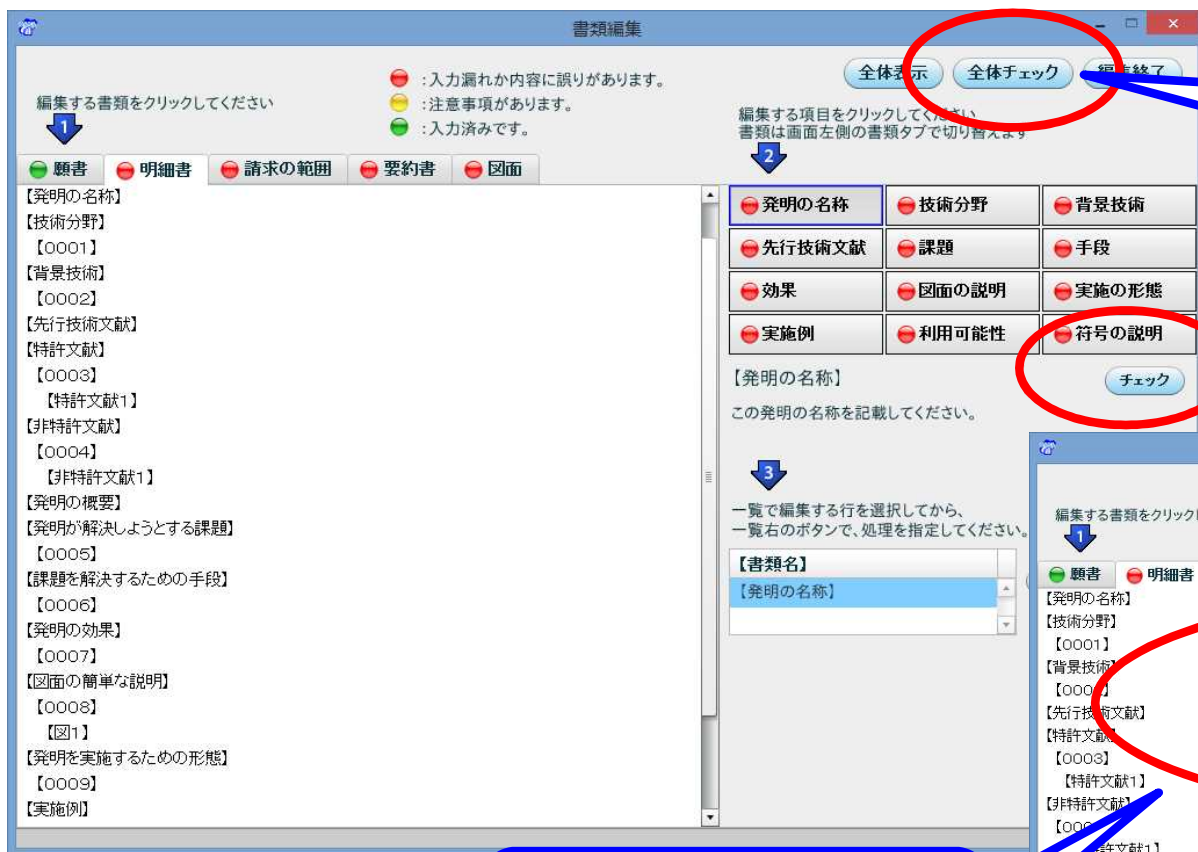
納付方法

予納 口座振替
 電子現金納付 現金納付

予納台帳番号: 888888
納付金額: 15000
納付金額がわからないときは右のボタンから調べられます。 手数料の計算

8. かんたん願書作成の概要（3）

かんたん願書作成で作成した書類は、書式チェック機能を用いて形式の確認が可能。



書類編集

編集する書類をクリックしてください

● : 入力漏れか内容に誤りがあります。
● : 注意事項があります。
● : 入力済みです。

全体表示 全体チェック 編集終了

編集する項目をクリックしてください
書類は画面左側の書類タブで切り替えます。

書類編集

● 願書 ● 明細書 ● 請求の範囲 ● 要約書 ● 図面

● 発明の名称	● 技術分野	● 背景技術
● 先行技術文献	● 課題	● 手段
● 効果	● 図面の説明	● 実施の形態
● 実施例	● 利用可能性	● 符号の説明

【発明の名称】
この発明の名称を記載してください。

● チェック

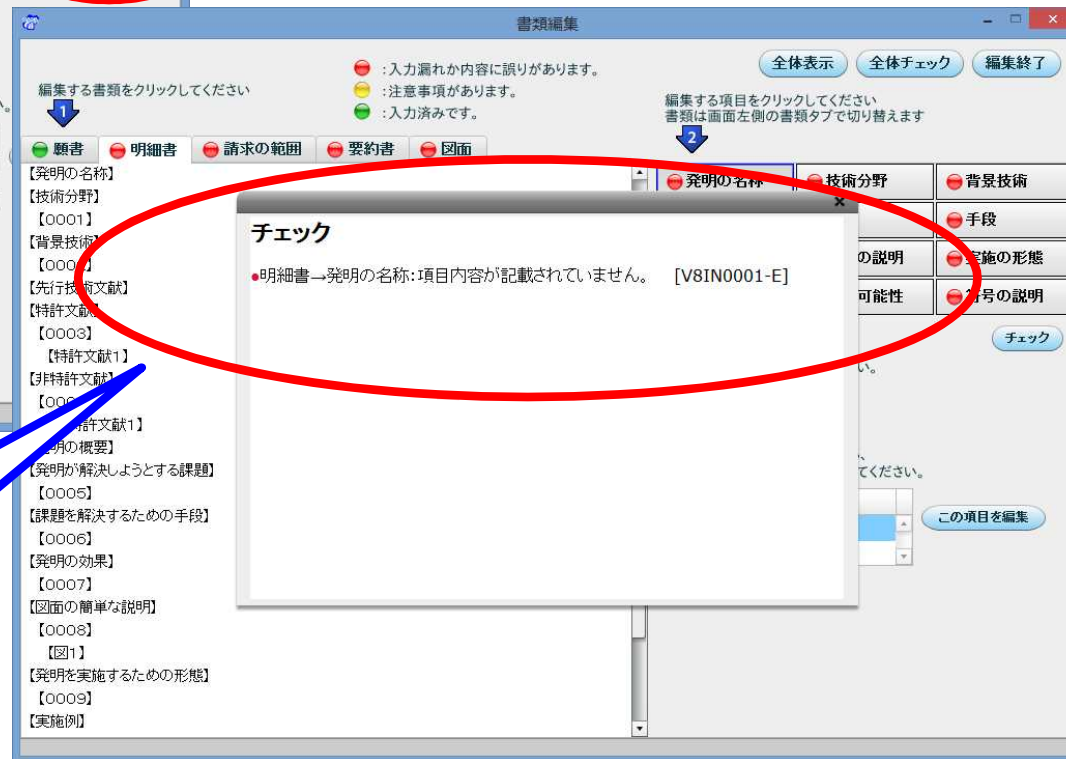
3

一覧で編集する行を選択してから、
一覧右のボタンで、処理を指定してください。

【書類名】
【発明の名称】

各書類の作成に必要な事項を
記入し、「チェック」、「全体チェック」
をクリックすると書式チェックが可能。

書類に不備があると
メッセージを表示。



書類編集

編集する書類をクリックしてください

● : 入力漏れか内容に誤りがあります。
● : 注意事項があります。
● : 入力済みです。

全体表示 全体チェック 編集終了

編集する項目をクリックしてください
書類は画面左側の書類タブで切り替えます

書類編集

● 願書 ● 明細書 ● 請求の範囲 ● 要約書 ● 図面

● 発明の名称	● 技術分野	● 背景技術
● 先行技術文献	● 課題	● 手段
● 効果	● 図面の説明	● 実施の形態
● 実施例	● 利用可能性	● 符号の説明

【発明の名称】
この発明の名称を記載してください。

● チェック

●明細書→発明の名称:項目内容が記載されていません。 [V8IN0001-E]

この項目を編集

8. かんたん願書作成の概要 (4)

- かんたん願書作成で作成した書類は、入力不備の箇所があると状態が「作成中」となり、インターネット出願ソフトが取り込み可能なHTML形式で出力しようとするときエラーメッセージが表示される。
- 入力不備がない書類は状態が「完成」となり、HTML形式で出力される。

● 入力不備がある書類



整理番号	書類名	名称	最終更新日時	状態
P-006	特許願	ハundsキャナ	2017/10/03 17:35	作成中
P-005	早期審査に関する事情説明書		2017/10/03 17:29	完成
P-004	特許願		2017/10/03 17:25	作成中

「作成中」の書類をHTML形式で出力しようすると…



整理番号	書類名	名称	最終更新日時	状態
P-006	特許願	ハundsキャナ	2017/10/03 17:35	作成中
P-005	早期審査に関する事情説明書		2017/10/03 17:29	完成
P-004	特許願		2017/10/03 17:25	作成中

出力は可能であるが、インターネット出願ソフトに取り込むとエラーになる旨が表示される。

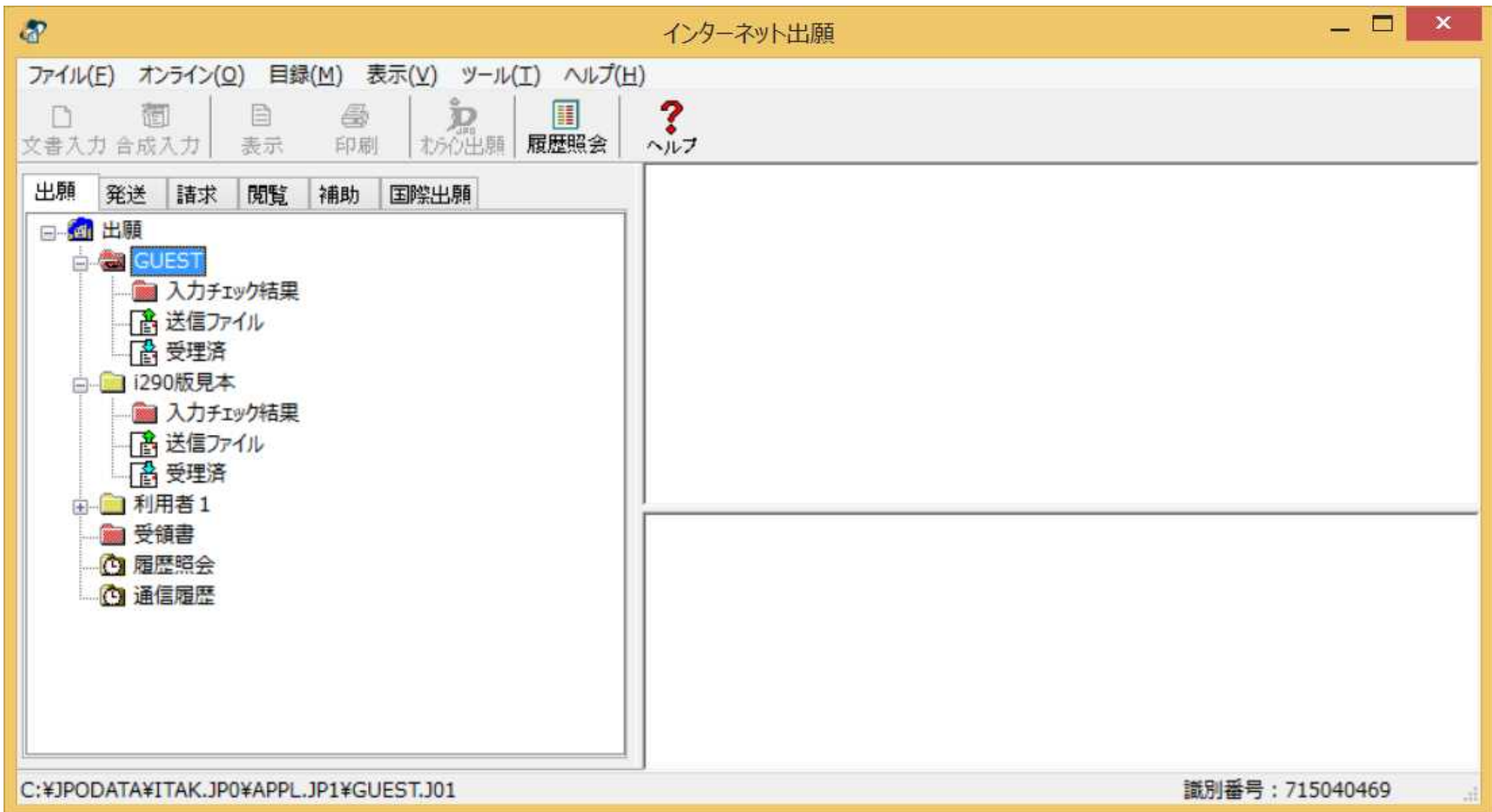
● 入力不備がない書類



整理番号	書類名	名称	最終更新日時	状態
P-006	特許願	ハundsキャナ	2017/10/03 17:37	完成
P-005	早期審査に関する事情説明書		2017/10/03 17:29	完成
P-004	特許願		2017/10/03 17:25	作成中

「完成」の書類はエラー等の表示はされずHTML形式で出力できる。

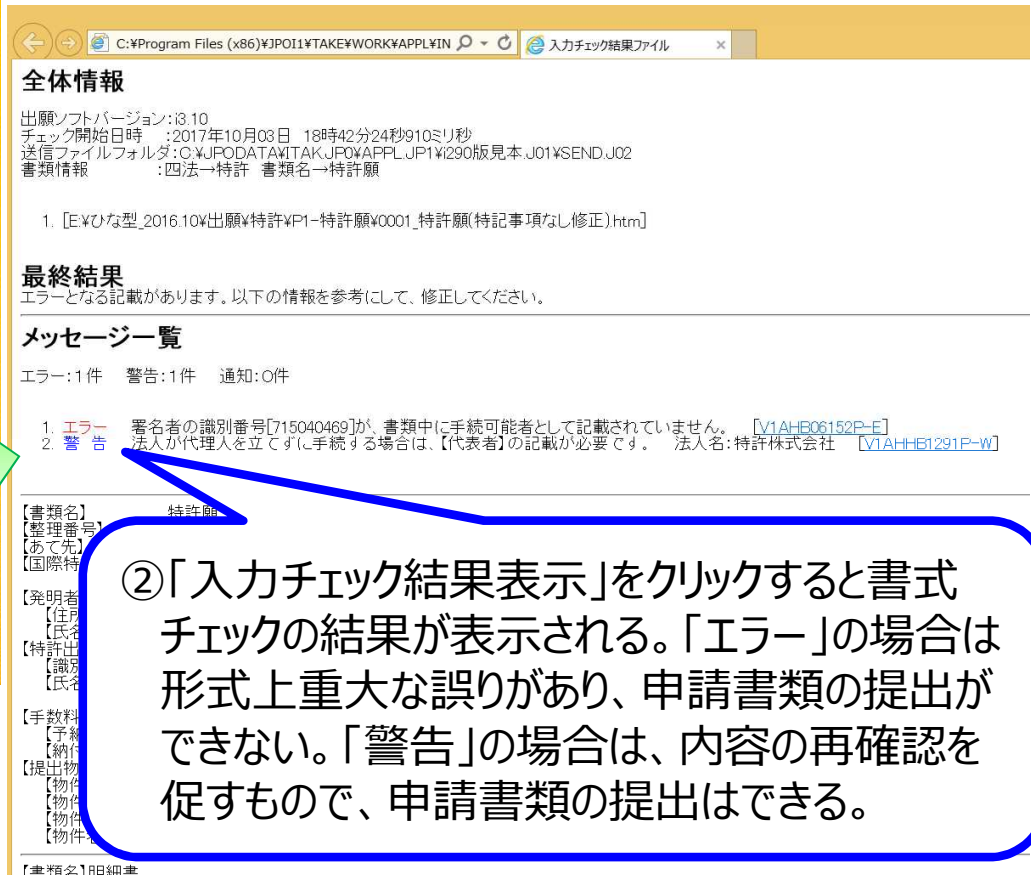
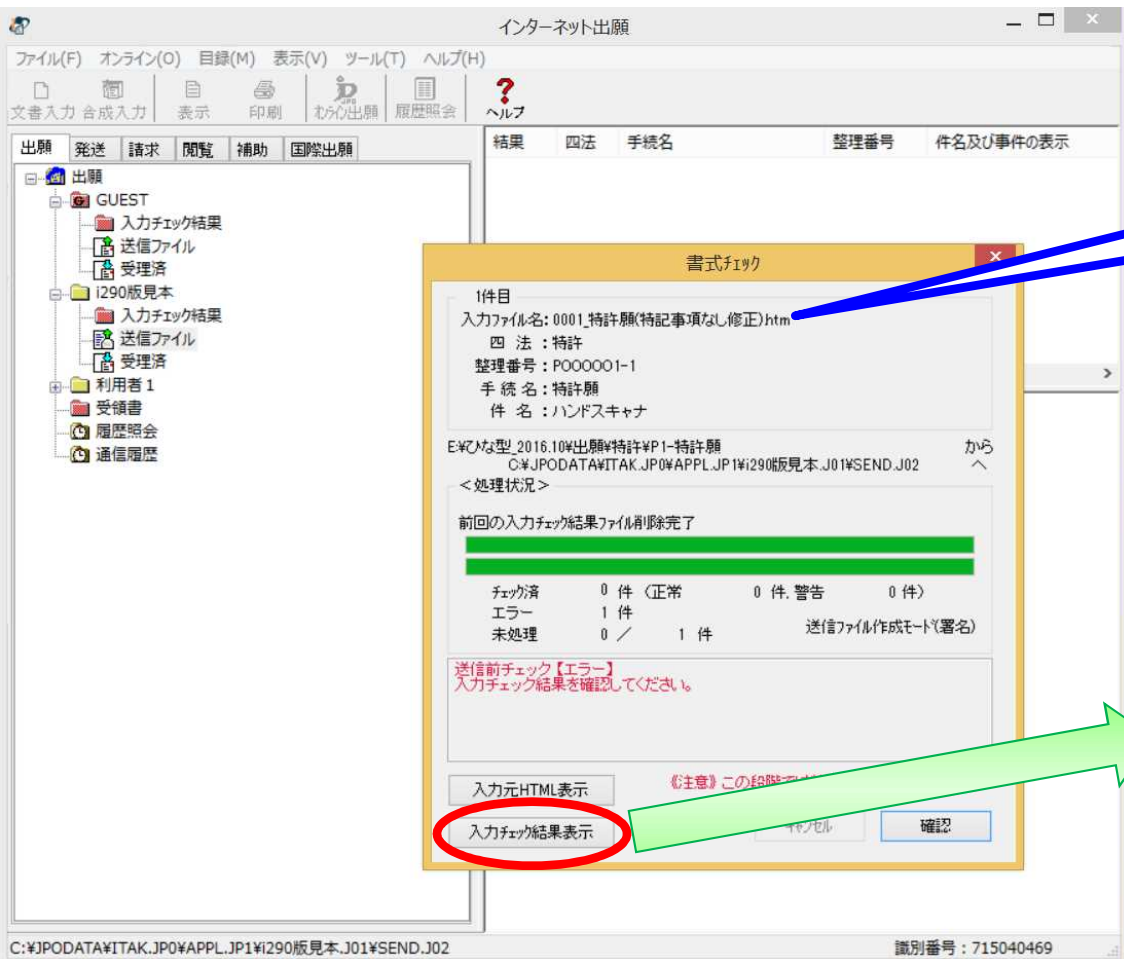
9. インターネット出願ソフトの概要 (1)



9. インターネット出願ソフトの概要 (2)

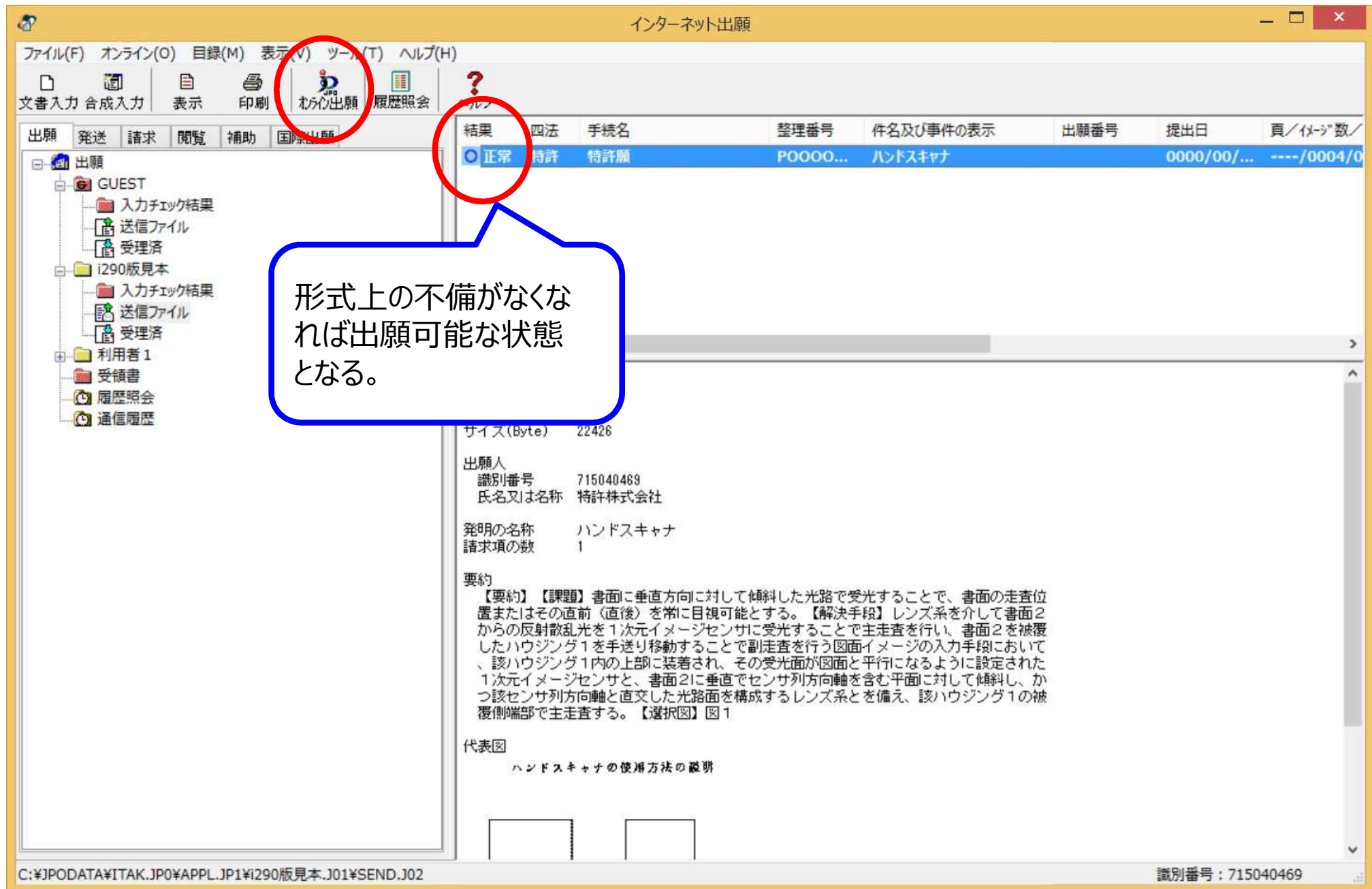
インターネット出願ソフトにHTML形式で作成した申請書類を取り込むと書式チェックを自動で実行。「エラー」や「警告」がある場合はメッセージが表示される。

①HTML形式で作成した申請書類を取り込むと書式チェックを自動で実行。



②「入力チェック結果表示」をクリックすると書式チェックの結果が表示される。「エラー」の場合は形式上重大な誤りがあり、申請書類の提出ができない。「警告」の場合は、内容の再確認を促すもので、申請書類の提出はできる。

9. インターネット出願ソフトの概要 (3)



インターネット出願

ファイル(F) オンライン(O) 目録(M) 表示(V) ツール(T) ヘルプ(H)

文書入力 合成入力 表示 印刷 お申し込み 履歴照会

結果	四法	手続名	整理番号	件名及び事件の表示	出願番号	提出日	頁/イメージ数/
正常	特許	特許願	POOOO...	ハンドスキャナ	0000/00/...	----/0004/0	

形式上の不備がなくなれば出願可能な状態となる。

出願人
識別番号 715040469
氏名又は名称 特許株式会社

発明の名称 ハンドスキャナ
請求項の数 1

要約
【要約】 【課題】 書面に垂直方向に対して傾斜した光路で受光することで、書面の走査位置またはその直前(直後)を常に目視可能とする。【解決手段】 レンズ系を介して書面2からの反射散乱光を1次元イメージセンサに受光することで主走査を行い、書面2を被覆したハウジング1を手送り移動することで副走査を行う図面イメージの入力手順において、該ハウジング1内の上部に装着され、その受光面が図面と平行になるように設定された1次元イメージセンサと、書面2に垂直でセンサ列方向軸を含む平面に対して傾斜し、かつ該センサ列方向軸と直交した光路面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジング1の被覆側端部で主走査する。【選択図】 図1

代表図
ハンドスキャナの使用方法の概観

C:\JPDATA\ITAK.JP0\APPL.JP1\1290版見本.J01\SEND.J02 識別番号 : 715040469

【参考】かんたん願書作成で作成した出願書類の例（HTML形式）

```
<HTML>
<HEAD>
<META http-equiv="Content-Type" content="text/html; charset=Shift_JIS">
</HEAD>
<BODY>
【書類名】 特許願<BR>
【整理番号】 P 0 0 0 0 0 1 - 1<BR>
【あて先】 特許庁長官殿<BR>
【国際特許分類】 A 1 1 B 1 / 1 1<BR>
A 1 1 B 2 / 1 1<BR>
【発明者】<BR>
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号<BR>
【氏名】 発明 一郎<BR>
【特許出願人】<BR>
【識別番号】 3 0 5 0 0 1 7 3 3<BR>
【氏名又は名称】 特許株式会社<BR>
【代表者】 特許 二郎<BR>
【手数料の表示】<BR>
【予納台帳番号】 8 8 8 8 8 8<BR>
【納付金額】 1 4 0 0 0<BR>
【提出物件の目録】<BR>
【物件名】 明細書 1<BR>
【物件名】 特許請求の範囲 1<BR>
【物件名】 要約書 1<BR>
【物件名】 図面 1<BR>
【書類名】 明細書<BR>
【発明の名称】 ハンドスキャナ<BR>
【技術分野】<BR>
【0 0 0 1】<BR>
本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに関するものである。<BR>
【背景技術】<BR>
【0 0 0 2】<BR>
イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは、入力情報の記載された媒体の形状や媒体上の入力情報の位置を問わず、必要な情報のみを入力できる利点があるので、POS用の実用のハンドスキャナOCRは、OCR-Bフォントサイズ1など、比較的小寸法の文字のみを入力して確認するものである。文字の上下方向の観測視野は、手のゆらぎを考慮する必要がある。
【0 0 0 3】<BR>
しかし、文書の部分イメージ入力などに供するときには、比較的に広い視野と高い走査解像度を実現し且つ手送り移動の振れを生じにくくするため、書面との接触面積を十分に確保する必要がある。
【0 0 0 4】<BR>
一般文書の任意の一部を入力する用途において、この欠点は入力操作性に関して大きな障害である。具体的には、不必要な情報をも入力したり、入力情報の前後がかけたり、また入力位置のずれが生じたりする。
【0 0 0 5】<BR>
この改善策として、密着センサを使用しハウジングの高さ方向の寸法を圧縮する方法がある。図2はこの方法による光学系の実装形態を示すための説明図であって、主走査方向
```

「インターネット出願ソフト」で取り込んだHTML形式の出願書類はXML形式に自動変換され、特許庁に送信される。

